

## 最低制限価格制度の拡大について

低価格入札への対応として行っている最低制限価格制度を従来の一般競争入札に加え、指名競争入札にも導入します。

### 拡大対象の契約

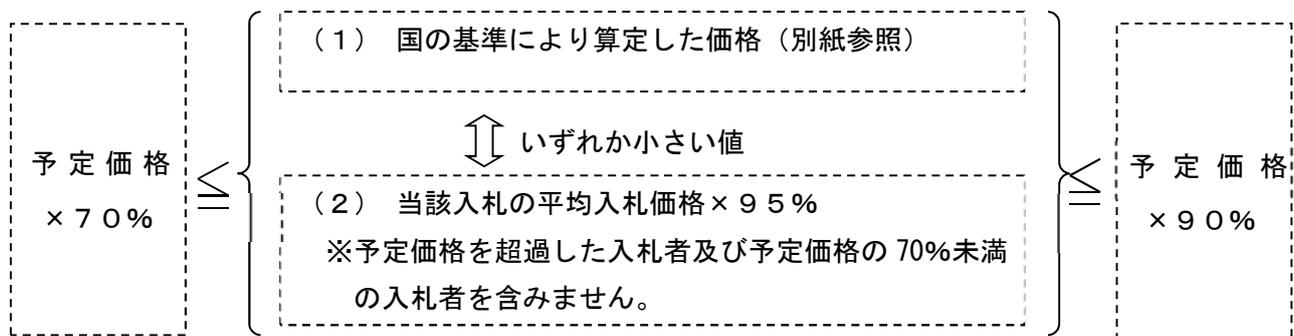
- ・指名競争入札に付する工事請負契約（※）
  - ・指名競争入札に付する測量、建築設計・監理、建築設備設計、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び地質調査のうち予定価格を事前公表した業務委託契約（※）
- ※単価契約を除く

### 最低制限価格の設定方法

(1) または (2) のうちいずれか低い額

※上記金額が、予定価格の70%に満たないときは予定価格の70%とします。

また、予定価格の90%を超えるときは予定価格の90%とします。



### 実施時期

平成24年4月指名分から実施

お問い合わせ先：名古屋市財政局契約部契約監理課

Tel (052) 972-2326

「国の基準により算定した価格」は以下のように算出します。

### 工事請負契約

以下の①から④を合計します。

- ①直接工事費 × 95%
- ②共通仮設費 × 90%
- ③現場管理費 × 80%
- ④一般管理費 × 30%

### 業務委託契約

次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計します。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × 40%	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 60%	諸経費の額 × 60%
建築設備設計				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90% 又は技術経費の額 × 60%	一般管理費等の額 × 30% 又は諸経費の額 × 60%
補償コンサルタント				
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額 × 90%	解析等調査業務費の額 × 75%	諸経費の額 × 40%